

電子計算機の結合の概要及び諮問の趣旨について

1. 電子計算機の結合の概要について

○富津市個人情報保護条例（抜粋）

（電子計算機の結合の制限）

第10条 実施機関は、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときでなければ、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下同じ。）を行ってはならない。その内容を変更するときも同様とする。

2（略）

○富津市個人情報保護条例逐条解説（抜粋）

【趣旨】

本条は、通信回線を介した電子計算機の結合によって個人情報が処理される場合は、行政サービスの向上や事務処理の効率化が図られる反面、取り扱われ方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが大きいことから、実施機関以外のものに電子計算機の結合により個人情報を提供することを制限したものである。

【解説】

<第1項関係>

本項は、実施機関が、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときに限り、個人情報を提供するため、実施機関以外のものとの間の電子計算機の結合が認められることを定めたものである。なお、実施機関相互の電子計算機の結合については、実施機関に個人情報の収集、保管、利用及び提供等の各段階における制限に基づく適正な取扱いがこの条例により義務付けられているため、本項には該当しないものである。

「電子計算機の結合」とは、相手方が実施機関の保有する情報を必要に応じていつでも入手することが可能な状態に限られるものである。したがって、通信回線で結ばれていても、実施機関が特定の時期に相手方に一方的にデータを電送する場合は、本条の電子計算機の結合には該当しないものである。

2. 諮問の趣旨について

今回諮問する森林クラウドシステムについては、9ページ下段の「2 森林クラウド導入後のデータ更新とデータ提供の流れ」にあるとおり、千葉県森林クラウド内において、当市の林地台帳を管理することとなり、当該クラウド上のデータは、実質として市が管理する責任を負う個人情報と位置づけられるものです。

そして、当該個人情報を実施機関以外の者（千葉県、林業事業体）との間において電子計算機を用いての結合が認められるため、富津市個人情報保護条例第10条に規定する電子計算機の結合に該当し、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときに限り、認められるものとなります。

# 森林法等の一部を改正する法律案（概要）

平成28年3月  
農林水産省

## I 趣 旨

林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図る必要があることから、関係法令について所要の措置を講ずる。

## II 法案の概要

### (1) 森林法の一部改正

- ① 森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付ける。
- ② 共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設ける。
- ③ 森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加する。
- ④ 市町村が作成する林地台帳（森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載）に関する規定を設ける。
- ⑤ 違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化する。

### (2) 分収林特別措置法の一部改正

分収林契約の当事者の1/10を超える異議がない場合は、伐採時期の延長等の変更を可能とする。

### (3) 森林組合法の一部改正

- ① 森林組合は、森林の保続培養等の目的に加え、林業を行う組合員の利益増進を目的とする森林経営事業を実施できるようにするとともに、その実施要件を緩和する。
- ② 森林組合に加え、森林組合連合会による森林経営事業を可能とする。

### (4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

- ① 都道府県域を超える木材の安定取引に関する計画について、農林水産大臣の認定制度を設ける。また、計画作成者に木質バイオマス利用事業者等を追加する。
- ② 計画対象森林について、伐採材積の上限など森林経営計画の認定基準を緩和する。

### (5) 国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正

- ① 国立研究開発法人森林総合研究所が暫定的に行っている水源林造成業務を本則に位置付けるとともに、育成途上の森林の整備を可能とする。
- ② 研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に、法律の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改称する。

## III 施行期日

施行期日 平成29年4月1日

# 森林法等の一部を改正する法律案の概要

- 国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、住宅用など従来需要に加えて、CLT(直交集成板)や木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。  
※木材自給率は、H14年の19%を底に上昇傾向で推移し、H26年は31%まで回復。
- 一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲が低下している中で、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況。  
⇒ 林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置を講ずる。

<b>森林資源の再造成の確保</b> (森林法)	<b>国産材の安定供給体制の構築</b> (森林法、森林組合法、未安法)	<b>森林の公益的機能の維持増進</b> (森林法、森林総研法、分収法)
造林未済地: 14千ha (H23年度末) を10年後に半減	国産材利用量 H26: 2,366万m <sup>3</sup> → H32: 3,900万m <sup>3</sup>	早急に施業が必要な要整備森林 約3千ha (H25年度末)を5年以内に 5割以上解消
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 伐採後の再造林を確保 〔森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け〕</li> <li>▶ 深刻化する鳥獣害を防止 〔森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 森林組合等による施業の集約化を促進 〔経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、 ・森林組合自らが森林を経営する事業の要件緩和 ・森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置 施業集約化につながる森林経営計画の作成率 H25: 26% → H32: 80%〕</li> <li>▶ 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化 〔所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置〕</li> <li>▶ 林地の境界情報等を整備 〔市町村が林地台帳を作成する制度を創設 H30年度末までに全ての森林所在市町村で台帳を整備(森林GISを導入している市町村: 約800(H26年度末))〕</li> <li>▶ 国産材の安定的な広域流通を促進 〔都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設 ・上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 奥地水源林の整備を推進 〔整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した(研)森林研究・整備機構を位置付け〕</li> <li>▶ 分収林契約の内容変更を円滑化 〔1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設〕</li> <li>▶ 違法な林地開発を抑制 〔違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化 林地開発の違反件数(H26: 165件)を5年後に3割以上減〕</li> </ul>

## 林地台帳の整備(森林法)

市町村が林地台帳を作成し、その内容の一部を公表することにより、森林組合や林業事業体等が取り組む所有者や境界の特定、施業集約化を行いやすくする。

### ■現状と課題

森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々となっており、統一的にまとまった形で整備されていない。

### 【現状】

施業集約化を進めるため、森林組合や林業事業体等が、不動産登記簿、地籍調査、森林簿等の情報を独自に入手し、所有者を特定し、境界を明確化。

### 【課題】

森林組合等の自努力のみでは、情報入手や所有者確認には限界があり、所有者や境界の特定が進まない状況。

不在村所有者の増加や所有者の世代交代等により、所有者や境界の特定が、今後ますます困難になるおそれ。

### ■改正後(創設)

市町村が、統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することにより、森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができるようになる。

#### 森林の土地に関する情報の把握

不動産登記簿、地籍調査、新たな森林の土地所有者からの届出、森林経営計画認定等の既存情報を活用

#### 林地台帳の作成

森林の土地の所有者の氏名・住所、森林の土地の所在・面積・地目、境界測量の実施状況等を記載

#### 林地台帳の公表

土地所有者からの修正申出

森林境界明確化事業の成果の反映

新たに土地所有者となつた者からの届出

地籍調査結果の反映

#### 林地台帳の修正(更新)

## ○森林法

(森林所有者等に関する情報の利用等)

第九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(林地台帳の作成)

第九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林(地域森林計画の対象となつている民有林に限る。以下この条から第九十一条の六までにおいて同じ。)  
の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)

第九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進を図るため、林地台帳に記載された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

## ○森林法施行令

(台帳情報の提供)

第十条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- 四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

## ○森林法施行規則

(台帳情報の提供)

第四百条の三 令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書(一通)を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
  - 二 当該求めに係る森林の土地の所在及び地番
  - 三 当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項に申出者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
  - 四 前三号に掲げるもののほか、市町村が必要と認める事項
- 2 前項の申出書には、申出者が令第十条第一号から第三号までに掲げる者であることを証する書面を添えなければならない。
- 3 市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。
- 4 市町村は、前項の規定により林地台帳に記載された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付すことができる。

様式1

オンライン結合による個人情報提供に関する概要書

部・課名 建設経済部 農林水産課

システム の名称	提供する個人 情報の類 型	提供（オン ライ ン結 合）先	システムの概要とオンライン結合の必要性
森林ク ラウド			<p>【システムの概要】</p> <p>県、市町村及び林業事業体（森林組合、素材生産業者等をいう。）が保有する森林関連情報（樹種、材積、地位、森林の所有者等の情報をいう。）を森林クラウドに集積し、リアルタイムでの情報活用を図るためのシステムである。各業務の台帳と地図情報が連携し、共有する電子地図上で表示される。詳細は別紙1、別紙2のとおり。</p> <p>【オンライン結合の必要性】</p> <p>平成31年4月1日から施行される森林経営管理法（平成30年法律第35号）により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記された。</p> <p>現在、森林関連情報は県が整備し、それを基に県が林業事業体を支援している。そのため、今後市町村が主体となり森林整備を進めていくためには、今まで森林関連情報を管理し森林整備の支援を行ってきた県や、森林整備の実行主体である林業事業体と情報共有のできる環境が必要になる。</p> <p>さらに、市町村主体の森林整備の一環として、平成31年4月1日から林地台帳制度の運用が始まる。これは、市町村が森林所有者情報（森林所有者等の氏名、住所などをいう。）を整備し、林業事業体等に情報提供を行うための制度であり、林地台帳の更新は県が整備する森林計画図・森林簿の更新と連動する必要がある。</p> <p>これらの新しい取組みを円滑に実施するためには、情報の共有と業務の進捗状況をオンラインにより相互に確認できるシステムが必要不可欠となる。</p>

別紙1 千葉県森林クラウド システム全体構成図

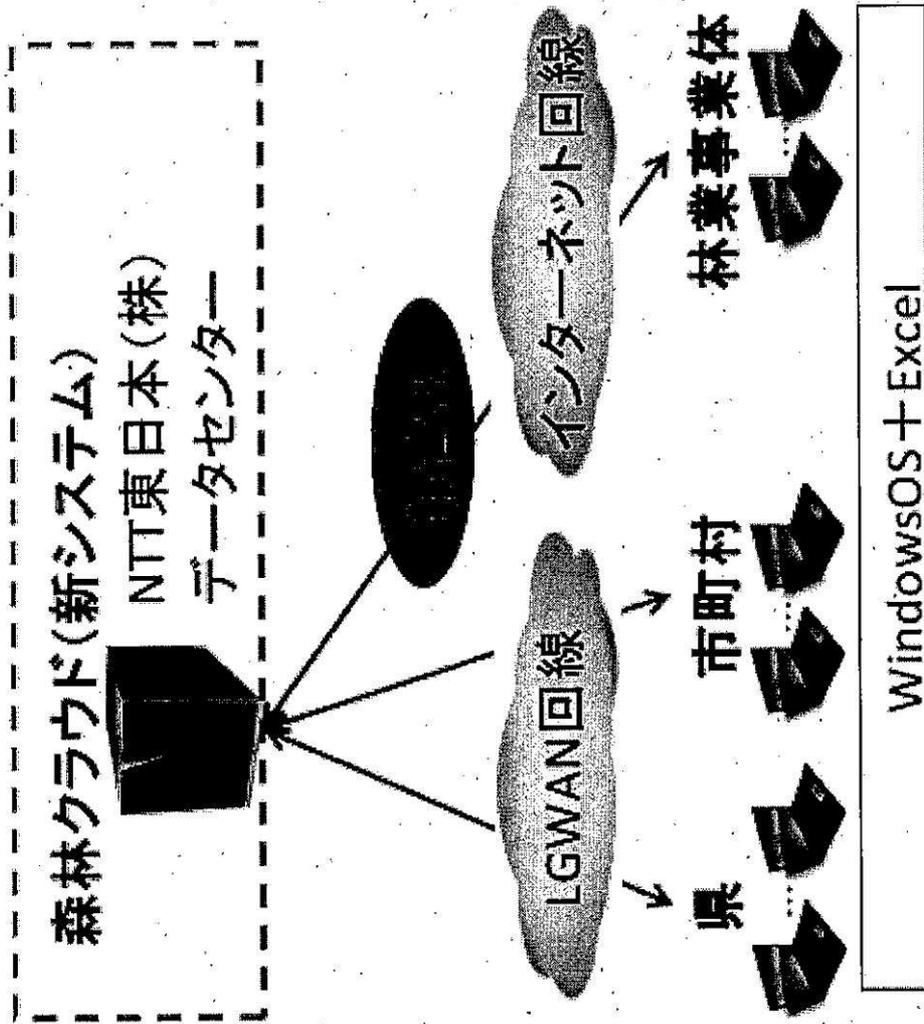
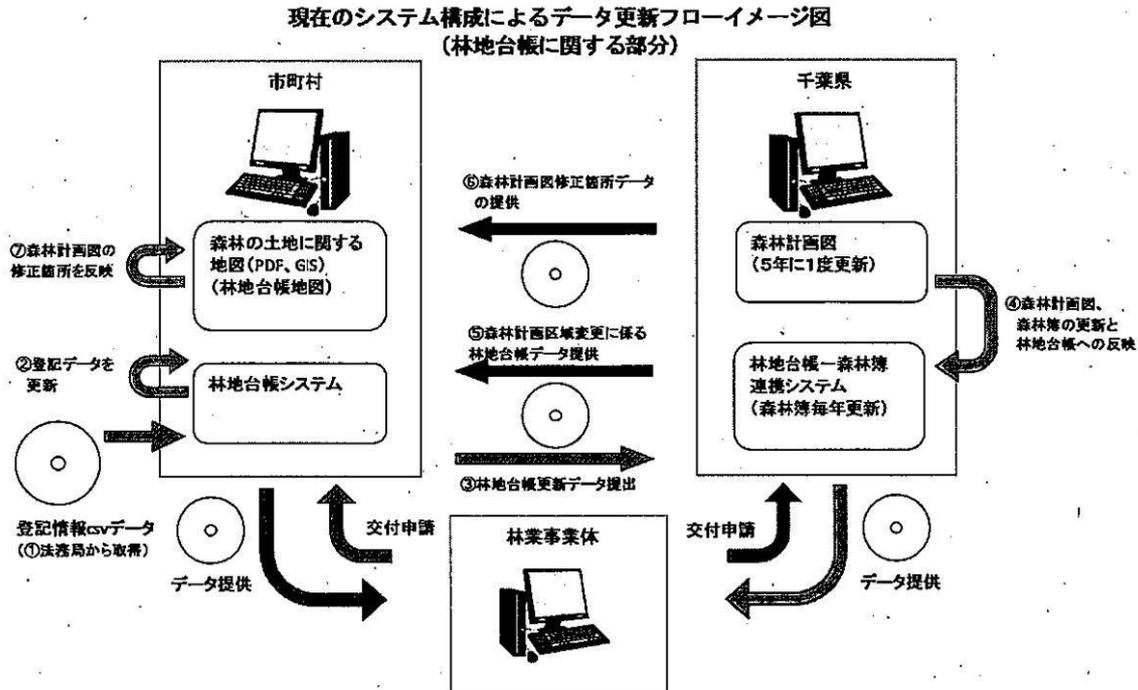


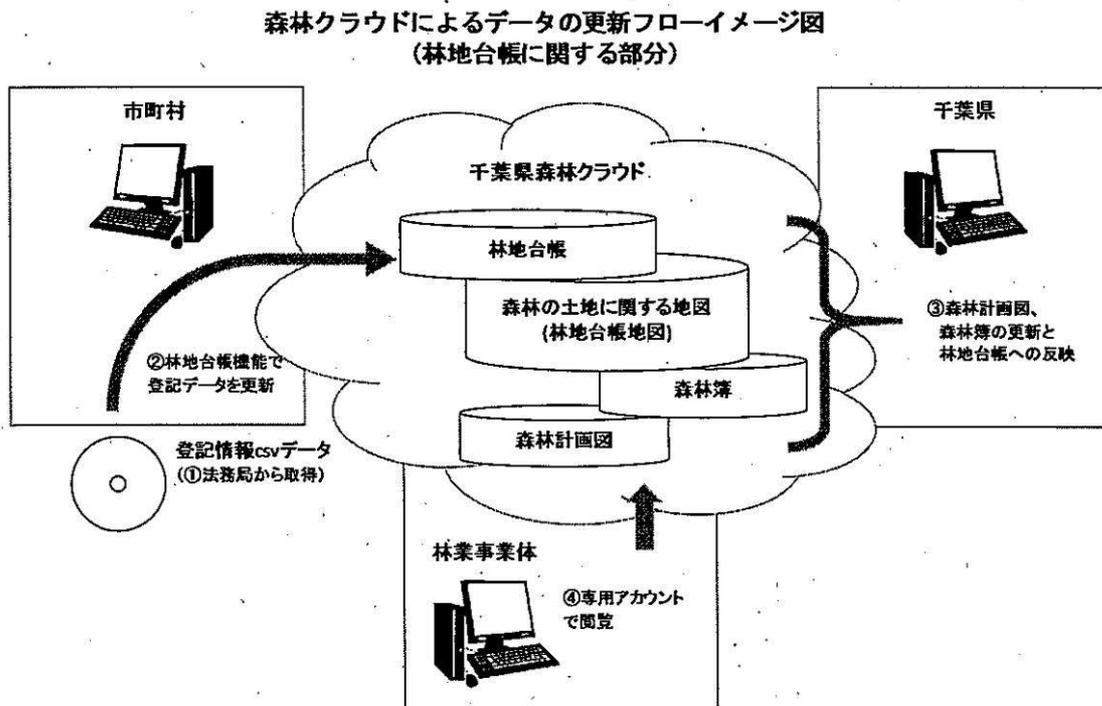
図 2.1.1 システム構成

## 別紙2 森林クラウド導入前後のデータフロー

### 1 現在のデータ更新とデータ提供の流れ



### 2 森林クラウド導入後のデータ更新とデータ提供の流れ



## オンライン結合基準の適合性

### 様式2

#### 必要性に関する基準

オンライン結合を行うことによって住民サービスの向上、住民負担の軽減になる等オンライン結合を行う公益上の必要その他相当の理由が認められること。

平成31年4月1日に施行される森林経営管理法（平成30年法律第35号）により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記された。

本システムは、市町村主体の新たな森林整備の仕組みを実行するにあたり、関係機関の持つ森林関連情報（樹種、材積、地位、森林所有者等の情報をいう。）を共有し、森林整備を円滑に進めることを主たる目的として導入するものである。

そのためには、専用のネットワークを介し、県と市町村、林業事業者の間において、森林関連情報を相互に利用し共有することが必須となる。

現状では、森林関連情報は主に県が管理しており、市町村に提出された届出等は紙媒体で写しを県に提出する必要がある。また、林業事業者が森林関連情報を使用する際は、県とCD-R等の電子媒体によるやり取りを行う必要がある。しかし、本システム導入後はネットワーク上での情報共有が可能となり、これらの業務は一度の手続きで済むことになるため、業務の大幅な効率化が図られる。

オンライン結合を行うことにより、次のような効果が期待される。

- ① システムを共同利用するため、必要経費を県と市町村で折半することでシステム開発費・運用費を節減できる。
- ② 紙媒体で行っていた業務をシステム上で行うことになるため、書類の印刷費・郵送費が節減できる。
- ③ システムの共同利用により、連絡の行き違いや修正漏れ、報告忘れなどの人的過誤が減る。
- ④ システムの共同利用により市町村主体の森林整備が効果的に進むことで、現在荒れた状態の放置森林の機能が改善し、土砂災害等の発生リスクが低減するため、地域住民の安全・安心に寄与する。
- ⑤ 市町村がシステムを利用し放置森林の整備を進めることで、木材の有効活用につながり、雇用の創出や地域経済の活性化に寄与する。

様式3

相手方の対応措置に関する基準

相手方に個人情報保護のための制度が整備されているか、又は提供された個人情報保護を保護するために適切な措置が講じられていると認められること。

項目	内容	左の説明
1 一般的な措置に関する項目	<p>相手方が電子計算機処理される個人情報に関する事項を定めた条令、規則、要綱等の規程を制定していること又は、当該オンライン結合により提供される個人情報について次の事項を明記した覚書等を取り交わすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 目的外の利用及び提供の禁止</li> <li>イ 個人情報を取り扱う職員の責務</li> <li>ウ 不要となった個人情報の確実な廃棄</li> <li>エ その他個人情報保護のために必要な措置</li> </ul>	別紙「千葉県森林クラウド利用要領案」のとおり。
2 管理的な措置に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 端末機の管理について適切な措置が講じられていること。</li> <li>2 ファイルへの不当なアクセスを防止するため適切な措置が講じられていること。</li> </ul>	別紙「千葉県森林クラウド利用要領案」のとおり。

様式3

実施機関が講ずる技術的措置に関する基準

オンライン結合を行うことにより個人情報情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないようにするために、実施機関において、ハードウェア上及びソフトウェア上適切な技術的措置が講じられていると認められること。

項 目	内 容	左 の 説 明
1 不正アクセスの排除に関する項目	ファイルへの不正なアクセスを排除するため適切な技術的措置が講じられていること。	<p>[技術的措置]</p> <p>1 システム構成及びファイアウォール 本システムは、LGWAN（総合行政ネットワーク）-ASPサービス提供事業者により、システムサーバへはファイアウォールを経由しなければ到達できない構成とする。データセンターファシリティスタンダードにてティア3相当以上であるデータセンター上に構築する。</p> <p>2 アクセス権限の管理 管理権限を持つ職員において、各ユーザの業務権限レベルやレベルによる業務機能の使用可否及び利用可能なデータの範囲の設定を可能とする業務権限設定機能を実装する。</p> <p>3 システム監視 サービス提供事業者は、監視システムを利用し、本システムの稼働状況及び利用状況等を監視し、障害対応時はその結果や収集したログ等を分析して内容を報告するものとする。</p> <p>4 ウイルス対策 システムサーバにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つと共に、OS・アプリケーションについても対策プログラムなどの反映を随時行う。ウイルス対策ソフトは、データをサーバに登録する際にリアルタイムでチェックを行い、最低一日一回の定時ウイルスチェックを行う。</p>

項目	内容	左の説明
2 障害の予防、回復に関する項目	<p>1 障害時のファイルの安全性を確保するための適切な技術的措置が講じられていること。</p> <p>2 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられていること。</p>	<p>1 ネットワーク機器等は冗長化を行い、単一障害点（その箇所が停止するとシステムの全体が停止するような箇所）を作らない。</p> <p>2 電源 サーバ機器等は無停電電源装置を装備し、障害時等における電源が確保されている。</p> <p>24時間365日機器の稼働監視を実施し、障害が発生した場合には、休日・深夜を問わず、即座に復旧体制を整備し、問合せ対応を行う障害対応窓口を運用する。 また、障害が発生した場合において、障害発生前に取得したバックアップ情報が復元できることを保証するものとする。</p>

## 千葉県森林クラウド利用要領（案）

### （趣 旨）

第1条 この要領は、森林・林業に関する森林資源等の情報を一元的に管理し、県、市町村、林業事業体がネットワーク上で情報共有することを目的として、県が導入した「千葉県森林クラウド」（以下「本システム」という。）について、適正な管理、運用をするために必要な事項を定めるものである。

### （適用範囲）

第2条 この要領は、本システムの運用に関わるすべての利用者並びに県からシステムの開発及び運用保守を委託された者に対して適用する。

### （定義）

第3条 この要領における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム管理責任者

本システムにおけるシステムの管理責任者は、農林水産部森林課長とする。

(2) システム管理担当者

システム管理責任者が指名した職員（森林課森林政策室システム担当）をいう。

(3) 利用団体

本システムを利用する団体をいう。

(4) 端末管理責任者

利用団体における端末管理責任者は各所属長とする。

(5) 所属運用担当者

端末管理責任者が指名した職員をいう。

(6) 契約事業者

本システムの開発及び運用保守を委託された事業者をいう。

### （システムの概要）

第4条 本システムのネットワーク構成図は別紙1（業者決定後添付）のとおりとする。

2 本システムを利用できる者は、次のとおりとする。

利用団体	利用者
県	農林水産部森林課職員
	各林業事務所職員
	農林総合研究センター森林研究所職員
市町村	本システム業務担当職員
第〇条に定める要件を満たす林業事業体	本システム業務担当職員
その他	システム管理責任者が適当と認めた者

3 本システムは、NTT東日本(株)のデータセンターにサーバを設置し、県と市町村はLGWAN回線、林業事業体はインターネット回線を使用しシステムを稼働、運用する。

4 新たな利用を追加希望する団体は、システム管理責任者へ書面（別記様式1）をもって、その旨を申請するものとする。

5 前項により利用団体となる団体は、契約事業者と本システムの利用に係る契約を締結するものとする。

(利用団体の費用負担)

第5条 前条第2項に規定する利用団体は、本システムの利用及び管理に係る経費について、別に定めるところにより負担しなければならない。ただし、林業事業体等についてはその限りではない。

(システム管理責任者の職務)

第6条 システム管理責任者は、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムの適正かつ円滑な運用管理を行うこと。
- (2) 本システムの情報を適切に管理すること。
- (3) 本システムの利用者を管理すること。

(システム管理担当者の職務)

第7条 システム管理担当者は、システム管理責任者を補佐するほか、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムに関する開発、運用、保守作業に関すること。
- (2) 本システムのユーザID及び仮パスワードの指定、管理に関すること。
- (3) 本システムに関する機器及びソフトウェアの管理に関すること。
- (4) 本システムのサーバ操作に関すること。
- (5) 利用者に必要な情報を提供すること。
- (6) 本システムの障害管理に関すること。

(利用団体の責務)

第8条 本システムの利用団体は、次の各号に定めることを責務とする。

- (1) 端末管理責任者  
端末管理責任者はこの要領に従い本システムの利用を管理するものとする。
- (2) 所属運用担当者  
所属運用担当者は、端末管理責任者を補佐するほか、前条に定めるシステム管理担当者の職務に準ずる業務を実行する。

(利用者管理)

第9条 本システムの利用者は、IDとパスワードによる認証により、本システムへログインしなければならない。

2 利用者権限は次のとおりとする。

(1) 管理権限

利用者管理、ログ管理、年次更新、データベースマスタ管理等システムの管理に必要な機能を利用できる権限で、システム管理担当者に付す。

(2) 編集権限

データの修正、更新、閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、システム管理担当者が適当と認めた利用者に付す。

### (3) 閲覧権限

データの閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、管理権限、編集権限を持たない利用者に付す。

- 3 端末管理責任者は、所属運用担当者を含む所属の利用者の職氏名をシステム管理責任者へ書面（別記様式2）をもって報告し、併せてIDと仮パスワードの発行を申請するものとする。毎年度始め及び年度途中で利用者の変更があった場合も同様とする。なお、毎年度始めに利用者の変更がない場合には、システム管理責任者へ書面（別記様式3）をもってその旨を報告するものとする。
- 4 本システムの利用者は、仮パスワードの発行後速やかに任意のパスワードに変更すること。
- 5 本システムの利用者は、パスワードを忘失した場合、端末管理責任者に報告するものとする。この場合において、端末管理責任者は、書面（別紙様式4）をもってシステム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請するものとする。
- 6 本システムの利用者は、パスワードを他人に知られる等の事故があったときは、直ちに端末管理責任者及びシステム管理責任者に報告し、システム管理責任者は当該利用者のパスワードを無効とするものとする。この場合において、端末管理責任者は事故の原因を究明し再発防止策を講じた上で、書面（別紙様式4）をもってシステム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請するものとする。
- 7 システム管理責任者は、第3項及び第5項の申請により利用団体の利用者IDと仮パスワードを発行し、書面（別紙様式5）をもって通知するものとする。また、システム管理責任者は、IDと仮パスワードの発行記録等を管理するものとする。

### (利用者の責務)

第10条 本システムの利用者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 本システムを森林・林業業務の遂行のために使用し、他の目的に使用してはならない。
- (2) 利用者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され、又は認識され得るものをいう。以下同じ。）保護の重要性を認識し、本システムの利用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取扱わなければならない。
- (3) ID及びパスワードは、第三者に漏洩しないよう厳重に管理し、パスワードについては次のような措置をとること。
  - ア 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとする。
  - イ 他人に教えないよう徹底すること。
  - ウ 書き留めておかないよう徹底すること。
- (4) 離席する場合は、本システムの利用を終了すること。
- (5) 本システムのデータの改ざん及び運用環境の改変をしないこと。

### (セキュリティ対策)

第11条 システム管理責任者及び端末管理責任者は、次のセキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 人的セキュリティ
  - ア ユーザごとにIDと仮パスワードを発行し、各ユーザの利用制限を行う。

イ システム利用者に対して適切な支援を行い、マニュアル等の整備や必要に応じて研修会を開催する。

(2) 物理的セキュリティ

システムを利用するパソコン周辺の整理整頓に心がけ、すべての機器の正常な運用を図る。

(3) 技術的セキュリティ

ア 所属の利用者がシステムに障害を発見した場合、障害発生報告書（別記様式6）により、速やかにシステム管理責任者へ報告させるものとする。

イ システム管理責任者は、障害発生時の報告を受けた場合、速やかに対応方法の指示又はシステムの復旧作業を行うとともに、障害管理整理簿（別記様式7）により障害内容や復旧方法等を記録する。

ウ システム管理責任者は、本システムの運用に際して、障害復旧の参考とするため、障害管理整理簿を最低3年間保存する。

(4) コンピュータウイルス対策

システム利用者は、本システムを使用するパソコンについて、ウイルス対策ソフトを導入し、常時稼働させるとともに、外部ネットワークから不適切なソフトウェアをダウンロードしない。

(データの取扱い)

第12条 本システムを使用していく上で収集、利用する個人情報については、管理責任主体を定め適切に管理することとする。また、個人情報及びアクセスログ情報等については、各利用団体が管理責任を負う。

2 利用団体は、自己に帰属する情報について原則としてすべての責任を負うものとし、保有する必要のなくなった個人情報は確実に廃棄されるよう必要な措置を講じること。

3 本システムに搭載されている各種データについては、森林・林業業務以外の目的で利用又は提供しないこと。

4 本システムに搭載されている各利用団体に帰属する情報について、県に帰属し県が運用を定めるものについてはその規定に従うものとし、市町村に帰属し市町村が運用を定めるものについてはその規定に従うものとする。

5 個人情報を含むデータを本システムから紙媒体に印刷して使用した場合、使用後は裁断し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。

6 個人情報を含むデータを本システムから外部の記録媒体（CD-R等）やパソコンのハードディスクに保存し使用した場合、使用後は物理的に破壊するか、削除ツールによりデータを削除し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。

7 電子地形図を背景図とした地図等を印刷する場合は、次の文章を明示しなければならない。

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図を複製したものである。（承認番号 平、第 号）」

(システムの運用・保守)

第13条 システム管理担当者は、本システムのサーバ機器について重要な変更を行う場合、変更が生じた理由、具体的な変更内容、変更が及ぼす影響等を文書として取りまとめの上、事前にシステム管理責任者の了承を得ること。

- 2 システム管理担当者は、データの管理又はシステムの運用体制等に変更があった場合は、速やかに関係資料の内容を修正するとともに、関係者に周知すること。
- 3 システム管理担当者は、本システムの保守作業を委託する場合、受注者から作業日時、作業内容等を記載した年間計画表を年度当初に提出させることとし、運用保守業務の仕様書に基づき、各種報告書等についても提出させること。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、システムの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年月日から施行する。

様式 1

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用開始申請書

システム管理責任者  
千葉県農林水産部森林課長 様

参加団体の長 印

千葉県森林クラウド利用要領第 4 条第 4 項に基づき、下記のとおり利用開始を申請します。

記

団 体 名	
利用開始年月日	

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用者報告及びID発行申請書

システム管理責任者  
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇 (団体名・所属名) 端末管理責任者  
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第9条に基づき、下記のとおり報告し、併せてID及び仮パスワードの発行を申請します。

記

(転出)

職氏名	ID

(転入)

所属運用担当者 (編集権限)	職氏名	
	連絡先	電話
		E-Mail

職氏名	権限 (○を付ける)
	編集・閲覧
	編集・閲覧
	編集・閲覧

(適宜行を追加または削除する)

様式 3

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用者報告書

システム管理責任者

千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇 (団体名・所属名) 端末管理責任者  
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第9条第3項に基づき、〇〇年度の利用者に変更がないことを報告します。

第 号  
年 月 日

千葉県森林クラウド利用者仮パスワード再発行申請書

システム管理責任者  
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇 (団体名・所属名) 端末管理責任者  
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第9条第5項(第6項)に基づき、下記のとおり仮パスワードの再発行を申請します。

記

団 体 名		
所 属 名		
利用者	職氏名	
	連絡先	電話
		FAX
		E-Mail

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用者 I D 発行通知書

〇〇〇 端末管理責任者  
職・氏 名 様

システム管理責任者  
千葉県農林水産部森林課長

千葉県森林クラウド利用要領第 9 条第 6 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

団 体 名		
所 属 名		
所属運用担当者 /利用者	職 氏 名	
	I D	
	仮パスワード	
	権限	

※ I D 取得後、速やかにパスワードを変更すること。

様式6 (第11条関係)  
障害発生報告書

1 連絡先

事務所名	
課・班名	
氏名	

2 障害内容

障害発生日時	平成 年 月 日 時 分
障害発生時処理内容	
障害内容	
画面のメッセージ	
※障害発生時の画面をコピーして、貼り付けてください。	
障害発生原因	

様式7 (第11条関係)  
 障害管理整理簿

発生年月日	障害内容	対応方法	対応完了未済
			/
			/
			/
			/
			/
			/
			/
			/

# 林地台帳及び地図の公表・情報提供

議題資料(追加)

## 1. 林地台帳の記載事項

所在				登記簿上の所有者			現に所有している者・所有者とみなされる者			森林の土地の境界に関する測量の実施状況		森林経営計画の設置状況			公益的機能別施業森林簿					
所在	地番	地目	面積(ha)	林小班	氏名・名称	住所	共有の有無	登記年月日	氏名・名称	住所	共有の有無	記載事由	記載年月日・届出年月日	地積調査	境界の確定に資する測量	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区別	施業方法

公表	未公表	公表
情報提供		

## 2. 公表(閲覧)と情報提供の対象者及び内容

	対象者	対象森林の範囲	対象とする項目	実施方法
公表	制限なし (閲覧申請のあった者)	制限なし (申請のあった範囲)	所有者の氏名、名称及び住所を除いた項目	窓口における閲覧を基本
情報提供	適切な森林施業の実施又は施業の集約化に資すると認められているもの		全ての項目	書面もしくはデータによる提供
	・森林の土地の所有者、森林所有者又は森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者	対象者に係る森林の土地に関する部分		
	・隣接する森林の土地の所有者、森林所有者又は森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者	対象者に係る森林の土地に隣接する部分		
	・経営計画の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者(同一都道府県内の認定者に限る)	対象者に係る森林と同一の都道府県内の部分		
	・都道府県	当該都道府県内		
・国	制限なし			